

## 第五章 理事・監事及び評議員の報酬並びに費用弁償

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第三六条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合、この報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	10,000 円 (源泉徴収後の金額)	実 費

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合、この報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等 評議員選任・解任委員出席報酬	5,000 円 (源泉徴収後の金額)	実 費

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第三七条 理事・監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、第三六条により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(報酬の支払い方法、支給形態)

第三八条 理事会・評議員会に出席の都度報酬を支給する。報酬、費用等の現金をもって本人に支給する。ただし、本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(出張旅費)

第三九条 理事・監事及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	実 費	10,000 円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第四十条 施設の職員を兼務する理事は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。